

【資料4】他自治体条例の比較

項目	鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	(兵庫県)ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例	(江戸川区)ともに生きるまちを目指す条例	山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例
<p>制定の背景・趣旨等</p>	<p>○前文 「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。 近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。 自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。 私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。</p>	<p>○前文 兵庫県民は、阪神・淡路大震災からの復旧復興を通じて、全ての人が支え合いながら生きていくことの大切さを学び、この学びを「支え合う文化」として培ってきた。 現在、少子高齢化の進展及び人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面しており、地域社会の活力を維持するためには、次代を担う子どもを安心して産み育てられるよう子育てを社会全体で支え、高齢者、女性、障害者等が地域社会の担い手としてその能力を発揮することができる環境づくりが必要である。 また、医療、福祉、就労、教育等の社会の幅広い分野において、情報の取得、施設及び交通手段の利用、製品及びサービスの普及等についてユニバーサルデザイン化の措置が講じられることにより、障害者をはじめとする全ての人が、社会参加を阻害されることなく、地域社会の一員として活動することができるようにならなければならない。 さらに、我が国とは異なった言語及び文化を守りながら生活する外国人県民並びに観光その他の目的で来訪する外国人が増加する中、異文化との共生又は交流も円滑に図っていく必要がある。 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会こそが豊かな社会である。兵庫県民が培ってきた「支え合う文化」を継承し、ユニバーサル社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>○前文 ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。 人とともに生きる。 このまちには、ゼロ歳から百歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもいます。一人ひとりの「ちがいが」尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。 社会とともに生きる。 このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだと、私たちは考えます。 経済とともに生きる。 このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだと、私たちは考えます。 環境とともに生きる。 海拔ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだと、私たちは考えます。 未来とともに生きる。 世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めます。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。 今日生まれた子どもたちが二千百年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、二千二十一年、この条例を制定します。</p>	<p>○前文 すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。この理念は人類普遍の原理であり、法の下での平等及び基本的人権を定めた日本国憲法の精神にもかなうものである。 こうした理念の下、県民一人ひとりが自らの意思で自由に生き方を選択し、自分らしくいきいきと暮らすことができる差別のない社会の構築は、私たちの願いである。 山梨県においては、これまで、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍等にかかわらず、誰もがその個性や能力を生かして活躍できる共生社会を目指して、様々な取組を進めてきたが、今なお、多様性に関する理解が不十分であることを背景に、誤解や偏見、差別が生じていること等の多くの課題が残されている。 また、少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等、社会経済情勢が急速に変化する中で、本県が持続的に発展していくためには、恵まれた自然や歴史、風土に培われた豊かな文化的土壌等を生かし、多様な文化や価値観を持った人々を理解し、積極的に受け入れ、互いに支え合う寛容な社会を実現していく必要がある。 ここに、私たち山梨県民は、多様性を認め合う共生社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p>
<p>目的</p>	<p>○目的(第1条) (目的) 第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。</p>	<p>○目的(第1条) (目的) 第1条 この条例は、江戸川区(以下「区」という。)、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的とする。</p>	<p>○目的(第1条) (目的) 第1条 この条例は、多様性を認め合う共生社会づくり(差別を無くし、全ての県民が、一人ひとりの違いを尊重し合い、多様な文化及び価値観を受け入れ、並びに互いに支え合う社会の形成を推進することをいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができ、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	
<p>基本理念等</p>	<p>○基本理念(第3条) (基本理念) 第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念(以下「基本理</p>	<p>○ユニバーサル社会の実現(第1条・第2条) (ユニバーサル社会の実現) 第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動</p>	<p>○基本理念(第2条) (基本理念) 第2条 多様性を認め合う共生社会づくりは、何人も、個人として尊重され、及び互いに支え合うことで安心して生活することができ、並びに社会を構成</p>	

	<p>念」という。)に基づき、行うこととする。</p> <p>(1)市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。</p> <p>(2)市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。</p> <p>(3)市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。</p>	<p>することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組(以下「ユニバーサル社会づくり」という。)を通じて実現されなければならない。</p> <p>(1)人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会</p> <p>(2)全ての人がある能力を發揮して、多様な社会参加ができる社会</p> <p>(3)生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会</p> <p>(4)福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会</p> <p>(5)全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会</p> <p>第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。</p>		<p>する一員としてその個性と能力を發揮してあらゆる分野で活躍できることを基本理念として行われなければならない。</p> <p>○差別的取扱い等の禁止(第3条) (差別的取扱い等の禁止)</p> <p>第三条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、国籍、性的指向(恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)、社会的身分、門地、職業、年齢、障害又は疾病の有無その他の事由を理由として、差別的取扱いをすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。</p>
用語の定義	<p>○定義(第2条) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。</p> <p>(2)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(3)事業者 市内で事業活動を行うものをいう。</p> <p>(4)合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。</p>		<p>○定義(第2条) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 共生社会 全ての人がある年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をいう。</p> <p>二 江戸川区 公法人としての江戸川区をいう。</p> <p>三 区民 江戸川区内(以下「区内」という。)に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者をいう。</p> <p>四 事業者 区内において事業活動を行う法人又は団体をいう。</p>	
自治体の責務	<p>○市の責務(第4条) (市の責務)</p> <p>第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。</p> <p>2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。</p>	<p>○県の責務(第5条) (県の責務)</p> <p>第5条 県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>○市町村(第6条) (市町村)</p> <p>第6条 市町村は、基本理念及び第12条第1項に規定する総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。</p>	<p>○区の責務(第3条) (区の責務)</p> <p>第三条 区は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 区は、全ての区職員等が共生社会の理念を正しく理解するため、区職員等の能力開発を推進するとともに、啓発その他必要な取組を実施するものとする。</p> <p>3 区は、区民及び事業者の共生社会の理念に関する知識及び理解の促進に努めるとともに、共生社会の実現に向けた計画及び施策を区民及び事業者と協力して取り組むものとする。</p>	<p>○県の責務(第4条) (県の責務)</p> <p>第四条 県は、第二条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>○市町村に対する協力(第8条) (市町村に対する協力)</p> <p>第八条 県は、市町村が多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。</p>
住民・事業者の役割	<p>○市民及び事業者の役割(第5条) (市民及び事業者の役割)</p> <p>第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。</p>	<p>○県民(第3条) (県民)</p> <p>第3条 県民は、前2条に規定するユニバーサル社会の実現のための基本的な理念(以下「基本理念」という。)についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。</p> <p>○事業者及び団体(第4条) (事業者及び団体)</p>	<p>○区民及び事業者の役割(第4条) (区民及び事業者の役割)</p> <p>第四条 区民及び事業者は、共生社会の理念に関する知識及び理解を深めるとともに、共生社会の実現に向け、自ら考え、自ら行動し、及び協働するよう努めるものとする。</p>	<p>○県民の責務(第5条) (県民の責務)</p> <p>第五条 県民は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるとともに、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>○事業者の責務(第6条)</p>

		第4条 事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。		(事業者の責務) 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たり、多様性を認め合うことができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 事業者は、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 ○教育に携わる者の責務(第7条) (教育に携わる者の責務) 第七条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりを目的とした教育を行うよう努めなければならない。
施策推進のための計画等	○計画等への反映等(第8条) (計画等への反映等) 第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。 2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。	○ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針(第12条) (ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針) 第12条 知事は、第7条から前条までに規定する施策を総合的に実施するための指針(以下「総合指針」という。)を定めるものとする。 2 知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。 3 知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。 4 知事は、総合指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 5 前3項の規定は、総合指針の変更について準用する。	○政策等への反映(第7条) (政策等への反映) 第七条 区は、条例等を制定し、又は行政計画その他の政策を策定するに当たっては、この条例に定める理念を最大限に尊重する。	○基本方針(第10条) (基本方針) 第十条 知事は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るため、多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本方針(以下「方針」という。)を定めるものとする。 2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の方向 二 前号に掲げるもののほか、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するために必要な事項 3 知事は、方針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。方針を変更しようとするときも、同様とする。
施策推進のための協議会等		○推進体制の整備(第13条) (推進体制の整備) 第13条 県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。 2 県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができる。		○推進体制の整備(第11条) (推進体制の整備) 第十一条 県は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。
財政措置	○計画等への反映等(第8条) (計画等への反映等) 第8条 (略) 2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 3 (略)	○行財政上の措置等(第15条) (行財政上の措置等) 第15条 県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。		
施策に関すること	○基本的施策(第6条) (基本的施策) 第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策(以下「基本的施策」という。)を講ずるものとする。	○人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり(第7条) (人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり) 第7条 県は、全ての人、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施する	○基本的施策(第5条) (基本的施策) 第五条 区は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策を講ずるものとする。 一 共生社会の実現に関する計画を策定すること。	○基本的施策(第9条) (基本的施策) 第九条 県は、県民及び事業者の多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策

	<p>(1)共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策</p> <p>ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。</p> <p>イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。</p> <p>(2)十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策</p> <p>ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。</p> <p>イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。</p> <p>(3)市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。</p> <p>(4)共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策</p> <p>ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。</p> <p>イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。</p> <p>ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。</p> <p>エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。</p> <p>(5)共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善</p> <p>2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1)県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関すること。</p> <p>(2)家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関すること。</p> <p>○能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり(第8条)</p> <p>(能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり)</p> <p>第8条 県は、全ての人が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1)高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関すること。</p> <p>(2)高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関すること。</p> <p>(3)障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関すること。</p> <p>(4)文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進に関すること。</p> <p>○円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり(第9条)</p> <p>(円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり)</p> <p>第9条 県は、全ての人が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1)手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置に関すること。</p> <p>(2)手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関すること。</p> <p>(3)災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関すること。</p> <p>(4)情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備に関すること。</p> <p>○安全で安心して暮らせる社会づくり(第10条)</p> <p>(安全で安心して暮らせる社会づくり)</p>	<p>二 共生社会の実現に関する具体的な施策を実施すること。</p> <p>三 共生社会の実現に関する計画の内容及び施策の実施状況を検証すること。</p>	<p>を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、第三条各項に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
--	--	---	---	--

		<p>第10条 県は、全ての人が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1)心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関する事。</p> <p>(2)安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関する事。</p> <p>(3)地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関する事。</p> <p>(4)自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関する事。</p> <p>○利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり (第11条) (利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり)</p> <p>第11条 県は、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1)全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関する事。</p> <p>(2)先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関する事。</p> <p>(3)全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関する事。</p>		
その他	<p>○災害等への対応(第7条) (災害等への対応)</p> <p>第7条 市は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。</p>	<p>○表彰(第14条) (表彰)</p> <p>第14条 知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。</p> <p>○補則(第16条) (補則)</p> <p>第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○災害等への対応(第6条) (災害等への対応)</p> <p>第六条 区は、災害等への対応(災害発生に備えた平常時の対策を含む。)については、多様性に十分配慮し行うものとする。</p> <p>○変化への対応(第8条) (変化への対応)</p> <p>第八条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。</p>	
施行期日等	<p>○付則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>○附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に定められているひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は、第12条第1項の規定により定められたものとみなす。 (福祉のまちづくり条例の一部改正)</p> <p>3 福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)の一部を次のように改正する。 (略)</p>	<p>○附則</p> <p>この条例は、令和三年七月一日から施行する。</p>	<p>○附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。 ※公布の日:令和5年3月24日</p>